

RISK MANAGEMENT STUDIES

危機管理学研究

創刊号

危機の時代における「危機管理学」の確立

—日本大学危機管理学部危機管理学研究所の設置に際して—

日本大学危機管理学部 教授 福田 充

2017年3月

日本大学危機管理学部

危機管理学研究所

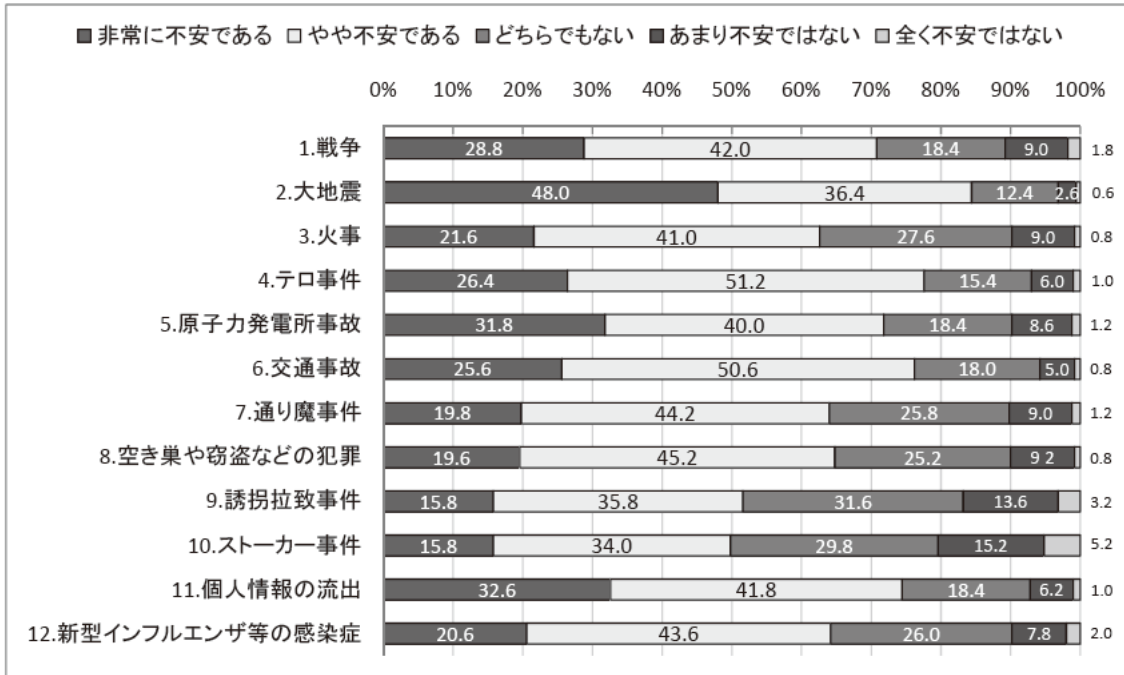
危機の時代における「危機管理学」の確立 —日本大学危機管理学部危機管理学研究所の設置に際して—

日本大学危機管理学部 教授 福田 充

1. 危機管理が求められる時代背景

現代を「リスク社会 (risk society)」と表現したのはドイツの社会学者、ウルリッヒ・ベックであった (Beck, 1986)。かつて人間社会を襲う、自然災害や疫病、飢餓といった危機に対して、それらを防ぐために構築した社会システムそれ自体が近代化の過程において新しい危機を生み出し、さらにその新しい危機を防ぐためにより高次元の社会システム構築が求められるという「再帰的近代化」のプロセスは、「危機管理 (risk management, crisis management)」という社会活動が再帰的近代化という終わりなき近代と深く結びついていることを明らかにした。さらにベックは、「グローバル・リスク社会 (global risk society)」という表現で、危機管理がグローバリズムと深く結びついていることを示した (Beck, 2002)。アンソニー・ギデンズが「暴走する世界 (runaway world)」と呼んだ現代の国際環境で進展するグローバリゼーション (globalization) の過程は、多様な「人工リスク」を生み出した (Giddens, 1999)。人やモノ、情報がグローバルに移動する現代において、テロリズムは移民問題とも結びつき一国では解決できないグローバルな課題となった。大気汚染や原発政策などの環境問題も国境を越えたグローバル・リスクである。こうした「再帰的近代化」と「グローバリズム」と深く結びついた危機管理という現代的課題に対して、人類は未だその哲学や思想的態度を示せていない。こうしたリスク社会において、危機が遍在化、多様化し、危機管理が個人レベルで、組織レベルで求められる「危機の時代」が到来したのである (福田, 2016a)。

この「危機管理」というキーワードが日本社会で広く注目されはじめたのは、1995年の阪神淡路大震災とオウム真理教による地下鉄サリン事件の頃であった。戦後の日本社会において、そしてメディアや政局などの言論空間において、「危機管理」や「有事」という言葉は禁忌され、社会政策として議論することはもちろん、一般の大学で研究、教育することも困難な時代が続いていた。その結果、戦後最大の都市型災害であった阪神淡路大震災では政府や自治体による災害対応が遅れ、6千人を超える死者が発生したことは記憶に新しい。さらにその2か月後には、オウム真理教による世界初の都市型無差別化学兵器テロが発生し、甚大な被害をもたらした。これらの社会的危機の発生により、日本のメディアや議会において日本の災害対策の遅れ、テロ対策の遅れが批判され、危機管理の必要性が指摘されるきっかけとなった。その後も90年代後半には、北朝鮮による不審船事件や弾道ミサイル発射事案、東海村 JCO 臨界事故などが続き、2000年代に入っても、アメリカ



図表 1 日本人のリスク不安 (福田編, 2016)

同時多発テロ事件、中越地震、イラク日本人人質テロ事件など多様な危機が発生する度に、日本の危機管理体制の不備が指摘されてきた。

危機管理という概念が社会で一般的に使用されるにつれて、人々の意識の中でリスクに対する認知や不安が顕在化する傾向は、日本社会においても明らかになった (福田, 2004)。危機における人為的側面が高まるほど、その危機をマネジメントし、コントロールしなくてはならない個人や組織の責任が発生し、その危機管理の個人化が進むと同時に、危機に対する個人のリテラシーが求められるようになる。こうして現代人は、日常生活において自身が非常に多様なリスクに取り囲まれているという現実を認識する。現代の日本人が抱えるリスク不安について示したのが図表 1 である (福田編, 2016)。地震などの自然災害、火事や交通事故などのアクシデント、原子力発電所事故などの大規模事故、窃盗や通り魔事件などの犯罪やテロ事件、戦争などの国際安全保障問題、情報流出、感染症のパンデミックなど、現代人は多様な危機に対してリスク不安を感じながら生活しているのである。上記のような時代背景と、現代人が置かれている社会環境によって、人々の生命と生活を守るための危機管理体制の構築と、そのための新しい「危機管理学」の研究と教育が求められる時代が到来したのである。

2. 「危機管理学」の誕生

日本社会において危機管理の必要性が広く認識されたこの 1995 年が、新しい「危機管

理学」が誕生する契機となったといっても過言ではない。1995年1月に発生した阪神淡路大震災という戦後最大の都市型災害がきっかけで、日本における災害対策研究は大きく前進した。気象庁や国土交通省などの官庁、災害情報や災害報道を担うメディア、そして災害研究者が協力してできた総合的な災害対策のための新しい学会である日本災害情報学会が誕生したのは99年のことであった。その学会設立で中心的な役割を果たしたのが、当時、東京大学教授であった廣井脩先生である。筆者がはじめて災害調査を実施したのは、生まれ故郷である兵庫県が被災したこの阪神淡路大震災であり、廣井教授のもとでこの日本災害情報学会の設立にも参画した。その2ヵ月後に東京で発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件が、日本においてテロ対策研究が誕生するきっかけとなった。犯罪対策などの警察政策を研究する日本で初めての学会である警察政策学会が設立されたのは98年であり、その部会のひとつとしてテロ対策研究部会が立ち上がった。筆者がテロ対策の研究を始めたのがまさにこの95年の地下鉄サリン事件であり、当時、東京大学教授であった鶴木眞先生のもとでこのテロ対策研究部会の立ち上げにも参画することができた。災害対策も、テロ対策も、そしてその他の多様な危機に対して、危機管理の文脈で統合して研究するという「危機管理学」の構想は、この95年に始まったといえる。

このような歴史的経緯を経て、災害対策やテロ対策などの個別の研究領域は確立されてきた。安全保障研究や情報セキュリティ研究もまた同様である。こうした個別の研究領域において、それぞれ個別の研究者が個別の危機に向き合う研究体制は、現実社会における危機管理の総合性や多様性に対応できないという根本的課題を生み出した。それぞれ個別の危機に関する研究が独立し、専門化している現状に対して、政府や自治体、または企業や学校の現場において、実際に発生する危機は多様であり、それぞれの現場で危機管理を担当する人材に求められるのは、自然災害から大規模事故、犯罪、テロリズム、戦争、紛争、サイバー攻撃まで多様な危機に総合的に対応できるオールハザード・アプローチ (all-hazard approach) による危機管理能力である。現代のリスク社会において求められているのは、社会で発生する多様な危機に対して、人々の生命や生活を守ることができるオールハザード・アプローチによる「危機管理学」の構築である。

2011年3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原発事故は日本に甚大な被害をもたらした。これによりまたしても日本政府や自治体、企業の危機管理の不備が明らかとなった。日本大学が危機管理学を研究、教育する学部・学科を本格的に検討し始めたのは、それ以前のことである。歴史的に繰り返される日本の危機管理体制の不備の原因は、日本に危機管理能力を備えた人材が不足しているためである。そしてその人材不足の原因は日本の大学や研究教育機関において、危機管理に関する研究や教育が十分になされていなかったために他ならない。現在の日本において、「危機管理学」という新しい研究領域を構築するため、日本の政府や官庁、自治体、企業などで危機管理の実践を担える人材を養成するため、日本大学は「危機管理学部」の開設を目指し、6年の準備期間を経て、2016年4月に日本大学三軒茶屋キャンパスに「危機管理学」を研究し教育するこの危機管理学部が誕

生したのである。

3. 「危機管理学」の理念

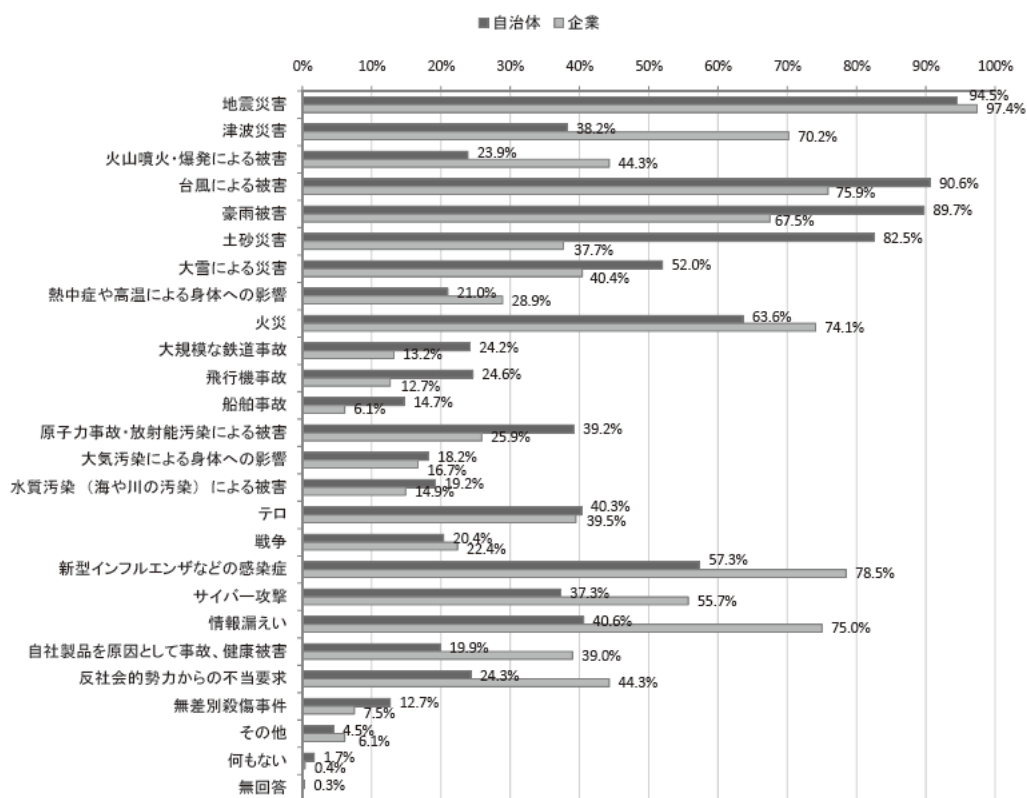
2016年4月、日本大学三軒茶屋キャンパスに危機管理学部は誕生した。そして翌年1月に日本大学危機管理学部危機管理学研究所が設置される。なぜこの日本大学において日本で初めてとなる社会科学系の危機管理学部と危機管理学研究所が誕生したか、この問いについて考えたとき、その答えは日本大学の歴史の中に見出すことができる。

歴史を振り返ったとき、幕末の長州藩において、日本大学の山田顕義学祖は松下村塾において吉田松陰先生の薫陶を受けている。山鹿流兵学者であった吉田松陰先生の専門は軍学・兵学であるが、これは現代的にいえば軍事研究、安全保障研究に該当するといえる。その吉田松陰先生のもとで学んだ山田顕義学祖は長州藩士として戊辰戦争を戦い、西郷隆盛や大村益次郎からその戦術や用兵が高く評価され、明治政府においても軍人として兵制改革に関わっている。その後、明治政府の岩倉使節団に参加し欧米視察を経験した山田顕義学祖は西洋の法制度にふれたことで、近代国家における法制度の重要性を認識するに至った。軍事よりもそれを統制する法制度の確立の必要性を認識した、シビリアン・コントロールの先駆者こそが山田顕義学祖である。明治の日本を近代化させるために必要不可欠なのは近代的法制度であるとする信念のもと、その確立に尽力した山田顕義学祖は初代司法大臣に就任した。その山田顕義学祖が設立に関わったのが、日本大学の前身である日本法律学校である。

開学後120年を超える歴史を経て開設された日本大学危機管理学部の理念は、「グローバル化した現代社会を取り巻く様々な危機と向き合い、人々の生命や生活を守る強い信念と高い志を基に、リーガルマインド（法を用いて紛争や問題を解決する能力）とリスクリテラシー（危機管理能力）とを融合させた学識をもって主体的に行動し、日本の秩序の維持と国民の安全、さらには世界の平和の実現に向けて問題解決を実践する人材を養成する」、というものである。

以上のように、安全保障や災害対策など危機管理に関する「リスクリテラシー」と、法を用いて危機管理を運用する「リーガルマインド」の融合こそが、日本大学危機管理学部が掲げる理念であり、これは山田顕義学祖のもっていた「志」と共通するものであると考えられる。危機管理学部の理念は日本大学の誕生と起源に深く関わっている。山田顕義学祖の志を実現するために、日本大学危機管理学部が開設され、続いて危機管理学研究所が設置されたのである。

この日本大学危機管理学部と危機管理学研究所のディシプリンとなる「危機管理学」とはいかなる学問であるか。その「危機管理学」の理念や特性について、その概略をまとめておきたい。



図表 2 自治体と企業が想定する危機（福田編，2016）

(1) オールハザード・アプローチ

新しい「危機管理学」が対象とする危機は、多様な危機の中でも、これまでの法学や政治学、経済学、社会学などの従来の社会科学がカバーしきれなかったハザード (hazard) である。ハザードとは危機を引き起こす原因となる要因のことを意味するが（福田,2010b）、新しい危機管理学が対象とするハザードは、次のような多様な現象を含む。地震や台風などの自然災害、原発事故や交通機関事故などの大規模事故、暴行や詐欺などの犯罪から治安問題、テロリズムやミサイル事案などの国民保護、戦争・紛争や環境問題、移民問題などの国際安全保障、感染症のパンデミックなどの公衆衛生、サイバー攻撃や情報流出などの情報セキュリティといったハザードへの対処法としての危機管理を構築するための学問領域を、「危機管理学」と定める。そして、このように多様なハザードに対処するための危機管理学のあり方を、「オールハザード・アプローチ (all-hazard approach)」と呼ぶ。現代のリスク社会では、人々の人生において、または組織の運営において、それを襲う危機の種類を自ら選ぶことはできない。政府や自治体、企業や学校などの組織にとって、個人や家族にとって、それらを襲う危機は本来、オールハザードなのである。図表 2 のように、日本の自治体や企業が想定している危機は、自然災害から情報流出まで非常に幅広く、現代の自治体や企業においてはオールハザードな危機を想定した対策が立てられていることがわかる（福田編,2016）。危機管理を担う人材が学ぶべき対象はオールハザードであるの

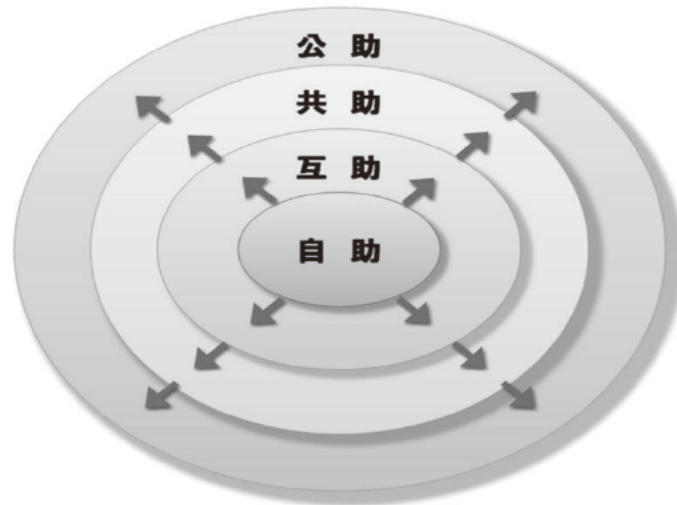
はそのためである。

(2) リスク・マネジメントとクライシス・マネジメント

「危機管理学」がカバーする危機管理に関する活動の範囲は、リスク・マネジメント (risk management) とクライシス・マネジメント (crisis management) の両方を含む。本来、日本語の「危機」には、リスク (risk)、クライシス (crisis)、ハザード (hazard)、ペリル (peril) など多様な意味が含まれるが、そのため危機管理という概念にも、リスク・マネジメントとクライシス・マネジメントの両面が含まれる (福田, 2010b)。議論を整理するために敢えて簡略化した説明をすれば、「リスク」とは危機が発生する可能性を意味し、危機が発生する以前の潜在化した状態を指すことが一般的である。よって、リスク・マネジメントとは、危機が発生する以前にその危機を予防し、回避したり、その危機による被害を最小化したりするための事前の対策を立てることを意味する。それに対して、「クライシス」とは危機が発生した後の状態のことを意味し、危機が発生し顕在化した後の事態を示す概念である。よって、クライシス・マネジメントとは、危機が発生した後に、人々の生命や生活を守るための救助活動や復旧活動、復興などが含まれる。実際の危機においては、こうしたリスクとクライシスの状態は極めて複雑に入り組んだ構造を持つが、日本の言語環境において長く「危機管理」という用語を使用してきたことにより、リスク・マネジメントとクライシス・マネジメントの概念を区別せずに使ってきた弊害を克服するためには、危機管理学においてこの両面を区別して考えることが肝要である。それによって、事前の防災、減災のためのリスク・マネジメント、リスク・コミュニケーション (risk communication) と、事後対応のクライシス・マネジメント、クライシス・コミュニケーション (crisis communication) の相互作用が危機管理において極めて重要であることを理解することができる。「危機管理学」は、このリスク・マネジメントとクライシス・マネジメントの両方を包摂する研究を指すこととする。

(3) 危機管理のレベル

危機管理を実践する上で、それを担う主体は多様な形態をとる。現代は個人の危機管理と自己責任が求められる傾向が強まってきた時代である。自分の身は自分で守るという個人の危機管理は「自助」の論理であり、家族や隣近所のコミュニティでお互いに助け合う危機管理は「互助」の論理で説明される。企業やNPO、ボランティアなどの社会組織によって共に助け合う危機管理は「共助」であり、政府や自治体などの公的機関による危機管理を「公助」と呼び、危機管理を担う主体のレベルによって、階層構造で示すことができる (図表 3)。かつての日本では、自然災害や犯罪、テロなどの危機に対して国家や自治体が責任を持って担うべきとされる「公助」の論理が主流であり、危機事態の度に政府や自治体の危機管理能力が問われる事態が続いた (福田, 2010b)。しかしながら、政府や自治体は常に万能ではない。レジリエントな危機管理のためには、公助に依存するのではない、自助、



図表 3 危機管理学の階層モデル

互助、共助とのバランスがとれた危機管理体制のあり方が求められている。そして同時に、これらの自助、互助、共助、公助のそれぞれの階層における危機管理体制の構築と社会教育が重要であり、それぞれの階層のトップダウン的、ボトムアップ的な相互作用がレジリエントな危機管理体制につながる。「危機管理学」では、こうした自助、互助、共助、公助のそれぞれの階層で求められる危機管理のあり方を探究する。

(4) インテリジェンスの重要性

これまで「危機管理学」が対象とするハザードや、危機管理を担う主体、活動の範囲などを概念的に整理してきたが、こうした現代の危機管理の諸活動において重要な要素は「インテリジェンス (intelligence)」であり、危機管理学においてもこのインテリジェンスの概念が極めて重要な鍵となる。インテリジェンスは、日本語では情報活動、諜報活動とも訳されるが、その活動には①秘密工作、②情報分析、③防諜の3つの活動が含まれる（福田,2010a）。その中で、情報分析としてのインテリジェンス活動とは、政策立案のために要求されたテーマに関連する情報を収集し、分析し、共有し、評価して政策化する一連のプロセスである。単なる情報の寄せ集めにすぎないインフォメーション (information) をインテリジェンスに変えるこのインテリジェンス活動こそ、危機管理にとって不可欠な活動である。インテリジェンス活動は、これまでテロリズムや犯罪、戦争など人為的かつ政治的な危機に対して使われてきた歴史的経緯があったが、本来このインテリジェンス活動は、危機の領域を問わないまさにオールハザードな活動である。こうした情報分析としてのインテリジェンス活動は、原発事故のような人為災害においても、サイバー攻撃や情報流出などの情報セキュリティの文脈においても、さらには自然災害対策のためのリスク・コミュニケーションの側面においても、極めて重要なキーワードとなるという認識を共有する必要がある。こうしたオールハザードな危機を、未然に防ぐための情報活動こそがイ

ンテリジェンス活動であり、こうしたインテリジェンス研究は、危機管理学を構成する非常に重要な要素であり、リスクの個人化が進んでいる現代のリスク社会においては、このインテリジェンス能力は、政府や自治体、企業などの組織だけでなく、現代のリスク社会を生き抜く個人にも不可欠なリテラシーとして求められている。

日本大学危機管理学部危機管理学研究所とは、こうした「危機管理学」の理念のもとに、世界の平和と日本の安全のためにその危機管理の最前線でオールハザードな危機と向き合う研究機関である。

4. 危機管理学部の教育課程

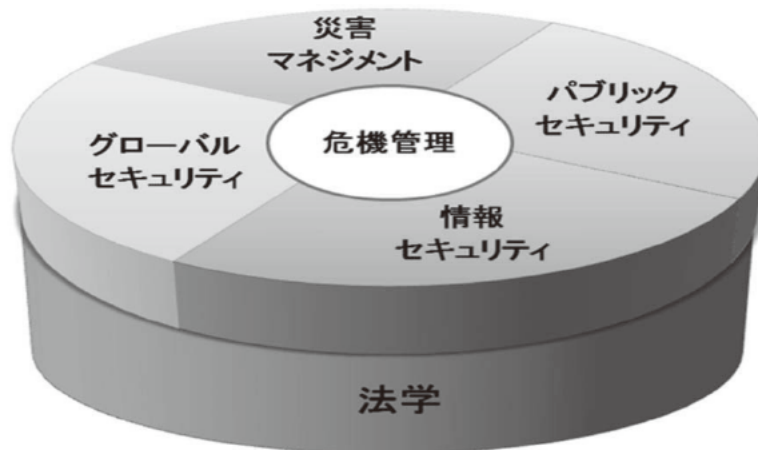
「危機管理学」の教育を実現したのが日本大学危機管理学部の教育課程である。日本大学危機管理学部の開設時の「カリキュラム・ポリシー」（教育課程編成・実施の方針）は次の通りである。

「リーガルマインド（法を用いて紛争や問題を解決する能力）を涵養するための法学系科目を体系的に配置し、リスクリテラシー（危機管理能力）を醸成するための災害マネジメント、パブリックセキュリティ、グローバルセキュリティ、情報セキュリティの4つの領域から危機管理系科目を構成する。これらを有機的に関連付けることにより、法学を基礎とした多角的で理論的かつ実践的な危機管理学の教育課程を編成する。この教育課程により、多様な危機においてリーガルマインドとリスクリテラシーを備え制度と組織をマネジメントし、問題解決のために主体性と協調性をもって行動できる人材を養成する。」

このカリキュラム・ポリシーに基づいて、危機管理学部の教育課程は編成されている。危機管理学を学ぶための基礎となる教養とリーガルマインドを涵養するために、総合教育科目としての総合科目と法学系科目を配置している。1年次から履修する専門基幹科目には、危機管理学の学修に必要な基礎的な専門科目と、危機管理を学ぶために不可欠な法学系科目を配置した。カリキュラムにおいても危機管理学と法学の連携が保たれており、リスクリテラシーとリーガルマインドがあわせて養成される体系が構築されている。2年次から履修する専門展開科目においても、専門的な危機管理学系科目と応用的な法学系科目が有機的に結びつくように多様な科目が配置されている。卒業後に授与される学位は「学士（法学）」である。

さらに、2年次からの専門展開科目における危機管理学の科目は、1) 災害マネジメント領域、2) パブリックセキュリティ領域、3) グローバルセキュリティ領域、4) 情報セキュリティ領域の4領域とそれらに共通する共通領域から構成され、これにより危機管理学部のカリキュラムに、日本大学危機管理学部が理想とするオールハザード・アプローチが実現されている（図表4）。

それぞれの領域についてみると、1) 災害マネジメント領域では、東日本大震災のような地震や津波など自然災害について、さらには福島第一原発事故のような原子力災害など



図表 4 危機管理学を構成する 4 領域

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合教育科目	学生の個性と主体的な興味関心を引き出しつつ、豊かな教養を身につけるための科目を配置する、バランスの取れた人格形成をめざす。			
専門基幹科目	リーガルマインドとリスクリテラシーを併せ持った人座を育成するための、基礎的で体系的な法律科と危機管理系科目を配置する。市民の回りの生活安全に関わる危機管理に関する知識を身に付け、そのために必要な基礎法律科目を学ぶ。			
専門展開科目		行政キャリア 2年次よりキャリアを選択 企業キャリア	災害マネジメント領域 パブリックセキュリティ領域 グローバルセキュリティ領域 情報セキュリティ領域	地震や津波などの自然災害や、原発事故や運輸事故を含む大規模事故などの災害対策として、災害時の避難、救急、救出活動、復旧・復興、ボランティアなどを学ぶ。 社会で発生する窃盗や詐欺、暴行やストーカーなどの犯罪やテロリズムに関して、公共の安全を確保するための犯罪捜査、刑事政策など司法制度と行政制度について学ぶ。 世界で発生する戦争や紛争、国際テロリズムなどの政治的危機から、環境問題や難民、人権問題まで国際的な取り組みが求められる問題について学ぶ。 インターネットやコンピュータ、スマートフォンなどの情報機器やネットワークにおける情報流出の問題や情報の安全、情報管理について学ぶ。
	共通領域	上記 4 領域を学ぶにあたり、共通して必要になる知識を身に付けつるための専門科目を配置する。専門講義科目や国際地域研究、インターンシップ、企業研究などを配置する。		
	演習・ゼミナール・特集研究	危機管理に関する研究指導と実務教育指導を少人数の演習科目によって実施することにより、学生と教員が密接に関わりながら指導できる体制を構築する。将来的に危機管理の現場においてコーディネーターとして危機をマネジメントする調整能力や交渉能力を発揮できる人材の育成をめざす。		

図表 5 危機管理学部のカリキュラム・モデル

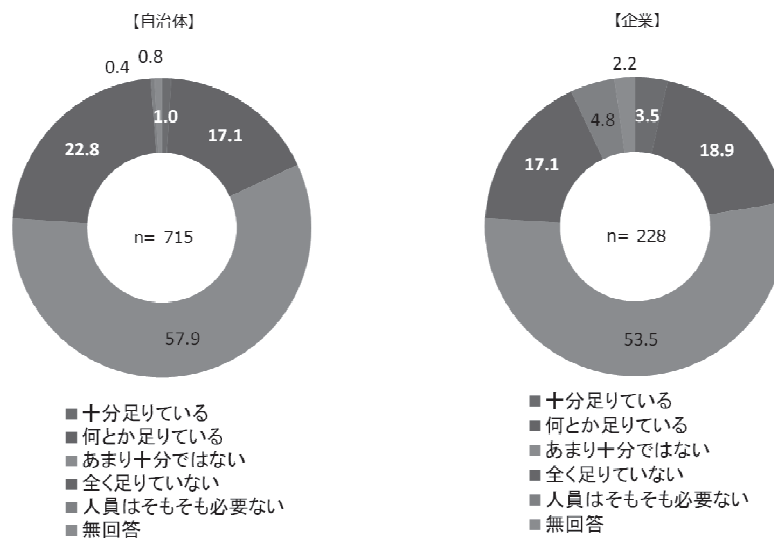
大規模事故について、その災害情報の伝達から避難行動、救助救援活動、復旧・復興など幅広く災害対策について専門的に学ぶことができる。2)パブリックセキュリティ領域では、暴行や詐欺、ストーカーなどの犯罪からテロリズム、国民保護事案のような犯罪・治安対策について、犯罪捜査、警察行政、司法制度の観点から学ぶことができる。そして、3) グローバルセキュリティ領域では、戦争や紛争、領土問題、国際テロリズムなどの国際安全保障に関する問題から、近年注目されている環境問題や難民問題、人権問題など国際的な

取り組みが求められる国際問題について幅広く学ぶ。さらに、4) 情報セキュリティ領域では、コンピュータやスマートフォンなどの情報機器やネットワークからの情報流出、サイバー攻撃などに関する情報管理の問題を、個人レベルから企業や自治体、政府の組織レベルまで幅広く学べる。このように、2年次よりこれら4つの専門領域から1つを選択して専門展開科目を履修することができると同時に、専門教育課程におけるオールハザード・アプローチを実現させるために、領域を超えて科目を履修することが可能となっている。

さらに図表5のように、2年次から2つのキャリア・コースが用意され、国家公務員や地方公務員を目指す「行政キャリア」と、一般企業への就職を目指す「企業キャリア」の2つから自由に選択が可能である。この2つのキャリア・コースと、4つの専門領域を組み合わせた8つの履修モデルを受講生が主体的に構築することができる柔軟なカリキュラムとなっている。こうしたカリキュラムにより、新しい「危機管理学」の教育課程を構築し、リーガルマインドとリスクリテラシーをあわせもった危機管理パーソンを養成する。

5. 危機管理の人材養成

こうした教育課程において「危機管理学」を学んだ人材への社会的ニーズは日々高まっている。全国の自治体と企業に対して実施したアンケート調査によれば、危機管理を担当する人員について自治体の22.8%が「全く足りていない」と回答し、57.9%が「あまり十分ではない」と回答している（福田編,2016）。図表6のように、企業においても17.1%が「全く足りていない」と回答し、53.5%が「あまり十分ではない」と回答しているように、同様の傾向を示している。最新の調査データから、全国の自治体や企業において危機管理を担当する人材不足が明らかとなった。アンケート調査の自由回答や、ヒアリング調査の



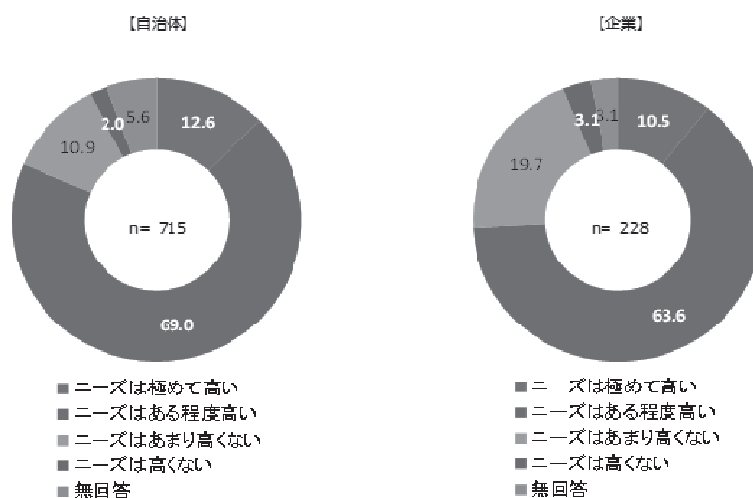
図表6 危機管理担当の人員の充足度について（福田編，2016）

回答をみても、全国の自治体や企業における危機管理の人材不足は深刻であり、「危機管理学」を学んだ人材の供給が求められている。

同じく全国の自治体と企業に対するアンケート調査により、「危機管理学」を学んだ人材へのニーズを問うた回答の結果が図表 7 である。「危機管理学」を学んだ人材へのニーズに関して、自治体の 12.6%が「極めて高い」と回答し、69%が「ある程度高い」と回答するなど 8 割を超える自治体でニーズがあることが明らかとなった、企業においても 10.5%が「極めて高い」と回答し、63.6%が「ある程度高い」と回答しているように同様の傾向がみられた。全国の自治体においても、企業においても「危機管理学」を学んだ人材が求められている現状が明らかになった。

このアンケート調査の回答は、全国のさまざまな地方の自治体から寄せられており、その自治体規模も都道府県から市町村までさまざまである。地方自治体のレベルでいえば、都道府県や市町村におけるあらゆる自治体で防災課や危機管理課といった部署が設置されており、こうした自治体においても危機管理能力をもった人材が必要とされている。一方、官庁レベルでいえば、災害対策に関わる国土交通省や気象庁、消防庁において、そして犯罪治安対策に関わる法務省や警察庁などにおいて、さらには安全保障に関わる外務省や防衛省で、情報セキュリティに関わる総務省や経産省など、多くの官庁で危機管理を担う人材は求められている。当然、警察官や消防吏員、自衛官などのファーストレスポンドラーの職種においても、危機管理についての素養は求められる。

またこのアンケート調査の回答は同様に、全国のさまざまな業種の企業から寄せられており、多様な企業から危機管理を担う人材が求められているといえる。グローバルに展開する商社、メーカーなどの企業では海外での社員やその家族の安全管理が不可欠であり、海外安全対策や国際安全保障に関する能力を持つ人材が求められている。一方で航空や鉄道などの交通機関においても危機管理、安全管理に関する能力は必須であり、電気、ガス、



図表 7 自治体と企業における「危機管理学」を学んだ人材へのニーズ (福田編, 2016)

水道などのライフラインの業界でもその能力は当然に求められる。情報セキュリティを学んだ人材は通信業界、IT 業界において必要不可欠であり、その能力は一般企業における情報管理、情報セキュリティ関連業務においても必要とされている。専門的な業界でみれば、従来の警備業のほかにも危機管理に関するコンサルティングや代理店も登場している。現代では、旅行代理店においても海外旅行におけるテロや災害に対する旅行者の危機管理が求められ、食品業界においても食の安全が要求される時代である。このように現代のリスク社会において、危機管理学を学んだ人材は幅広い業界で求められているのである。

現代は、自治体や企業において高いレベルのコンプライアンス（法令順守）が求められる時代である。このようなコンプライアンスだけでなく、組織の CSR、BCP（業務継続計画）、危機管理広報、情報セキュリティの機能はどのような企業、自治体においても求められる業務であり、これらの業務には危機管理学を学んだ人材が求められる。危機管理学は、現代社会に求められる人材養成に不可欠な学問領域なのである。

6. 「危機管理学」が目指すもの

この「危機管理学」を学び、リスクリテラシーを身に付けた人材が社会のさまざまな領域に進出し、危機管理を実践することで人々の生命や生活を守り、社会の安全・安心を守ること、これが日本大学危機管理学部の教育の目標である。そしてそれは同時に、日本大学危機管理学研究所の研究の目的でもある。「危機管理学」の研究ならびに教育が目指すのは、人々の生命や生活が守られるレジリエントな社会の構築である。人々の幸福な生活は、こうした「危機管理学」を学んだ人材による不断の努力の上に成り立つと信じるものである。

そして、これから「危機管理学」に求められるのは、危機管理の実践によって守るべきものは何なのか、その思想的、哲学的な検討である。危機管理によって守られるべきは、国民の生命・財産か、歴史や文化、ナショナル・アイデンティティであるか、それとも民主主義という価値であろうか。政府の危機管理によって守られるべき国家主権には、領土と国民と統治機構が含まれるが、危機管理のあり方と政治的価値、国家体制の形態は深く結びついている。

危機管理やインテリジェンス活動を実践するうえで、今後の課題となるのが、「安全・安心」と「自由・人権」のバランスの問題である（福田,2009）。デイヴィッド・ライアンやマーク・ポスターの監視社会論が示すように、テロ対策など危機管理において「安全・安心」を追求して社会への監視を強化すれば、人々の「自由・人権」が脅かされることにつながる（Lyon, 2003: Poster, 1990）。かつて、ブリジット・ナコスが指摘したように、危機管理において「安全・安心」と「自由・人権」の価値はトレードオフの関係にある（Nacos, 1994）。危機管理学は、人々の「自由・人権」を損なうことなく、社会の「安全・安心」を構築するためのバランスが配慮されなくてはならない。ベックのいう再帰的近代化がも

たらずリスク社会の呪縛をから逃れる術は、ここにあるのかもしれない。

危機管理が禁忌された過去の時代のなごりから、テロ対策や安全保障などの危機管理は、保守派やタカ派というラベリングによって誤認される傾向が日本にはまだある。いかなる国家体制であろうとも、いかなる政権であったとしても、国民の生命や生活を守るための危機管理が不可欠であることは間違いない。欧米には、民主的でリベラルなテロ対策やインテリジェンス活動を志向するアプローチが存在する (Jervis, 2007)。同様に、民主的でリベラルな危機管理のアプローチは存在する。日本国憲法のもとにある日本の法制度になじむ、さらには日本の歴史や文化に立脚した危機管理のあり方を追究することをはじめなくてはならない。これこそが、私たちが志す「危機管理学」が目指すべき指針であり、課題である。

※ 本論中に平成 27 年度日本大学理事長特別研究「危機管理学の構築とレジリエントな大学の創造のための総合的研究」(研究代表者・福田充)の研究プロジェクトの一部として実施した調査データを使用している。これらの調査データについては日本大学理事長特別研究による研究助成に負うところが大きく、謝意を表したい。

【参考文献】

- Beck, U.(1986) *Risiko Gesellschaft*, Frankfurt, Suhrkamp Verlag. ウルリッヒ・ベック (1998) 『危険社会』東廉・伊藤美登里訳, 法政大学出版会.
- Beck, U.(2002) *Das Schweigen der Worrer : Uber Terror and Krieg*. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, ウルリッヒ・ベック (2003) 『世界リスク社会論』島村賢一訳, 平凡社.
- 福田充 (2004a) 「社会安全・危機管理に対する意識と社会教育・マスコミ報道に関する調査研究～リスク・コミュニケーションの視点からの一考察」『平成 14 年度研究助成報告書』, 財団法人社会安全研究財団, pp49-98.
- 福田充 (2004b) 「社会安全・危機管理に対する意識と社会教育・マスコミ報道に関する調査研究」『社会安全』, 財団法人社会安全研究財団, 2004 年 4 月号 ,No.52,pp.24-36.
- 福田充 (2005) 「イギリスの DA ノーティスと報道規制～戦争、テロ等の国家安全保障におけるマスコミ報道規制の問題」『Sophia Journalism Studies』, Vol.1, pp.93-112.
- 福田充 (2009) 『メディアとテロリズム』新潮新書.
- 福田充 (2010a) 『テロとインテリジェンス～覇権国家アメリカのジレンマ』慶應義塾大学出版会.
- 福田充 (2010b) 『リスク・コミュニケーションとメディア～社会調査論的アプローチ』北樹出版.
- 福田充 (2011) 「アメリカのパブリック・ディプロマシー 2.0 戦略ーテロ対策とインテリジェンスとの関連性」『国際情勢』, (社) 国際情勢研究会紀要, No.81, 2011 年 2 月号, pp.381-396.
- 福田充 (2016a) 「メディアの進化と『危機管理』化する社会」『マス・コミュニケーション研究』, 日本マス・コミュニケーション学会, 89 号, pp.45-60.
- 福田充 (2016b) 「安全保障法制をめぐる日本人の戦争観と安全保障意識」『日本法学』, 第 82 巻第 3 号, pp.129-149.
- 福田充編 (2012) 『大震災とメディア～東日本大震災の教訓』北樹出版.

- 福田充編 (2016) 『危機管理学の構築とレジリエントな大学の創造のための総合的研究』, 平成 27 年度日本大学理事長特別研究報告書.
- Giddens, A. (1999) *Runaway World*, Profile Books, Ltd., London. アンソニー・ギデンズ (2001) 『暴走する社会～グローバリゼーションは何をどう変えるのか』 佐藤隆光訳, ダイアモンド社.
- Jervis, R. (2005) *American Foreign Policy in a New Era*, Routledge Taylor & Francis Groupe.
- Jervis, R. (2006) Reports, Politics, and Intelligence Failures: The Case of Iraq, *The Journal of Strategic Studies*, Vol.29, No.1, pp.3-52.
- Jervis, R. (2007) Intelligence, Civil – Intelligence Relations, and Democracy, Bruneau, Thomas C. & Boraz S.C.(eds.) *Reforming Intelligence: Obstacles to Democratic Control and Effectiveness*, University of Texas Press, pp. v -xix.
- Lyon D. (2001) *Surveillance Society: Monitorling Everyday Life*, Open University Press. デイヴィッド・ライアン (2002) 『監視社会』 河村一郎訳, 青土社.
- Lyon D. (2003) *Surveillance after September 11*, Blackwell Publishing Ltd., Oxford. デイヴィッド・ライアン (2004) 『9・11 以後の監視～<監視社会>と<自由>』 田島泰彦監修・清水知子訳, 明石書店.
- Nacos, B. L. (1994) *Terrorism and the media: From the Iran hostage crisis to the World Trade Center bombing*. New York: Columbia University Press.
- Nacos, B. L. (2007) *Mass-Mediated Terrorism: The Central Role of The Media in Terrorism and Counterterrorism*, Rowman & Littlefird.
- Poster, M. (1990) *The Mode of Information: Poststructuralism and Social Context*. Cambridge Polity Press. マーク・ポスター (1991) 『情報様式論』 室井尚・吉岡洋訳, 岩波書店.